

京都市告示第595号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人京都市生涯学習振興財団	京都市教育相談総合センターの使用料の徴収 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の使用料の徴収 京都市生涯学習総合センター及び京都市生涯学習総合センター山科の使用料の徴収 京都市学校歴史博物館の観覧料の徴収	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(教育相談総合センター企画事業課、子育て支援総合センターこどもみらい館、生涯学習総合センター事業部総務課及び学校歴史博物館事業課)